

議案第18号

大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する 条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例（平成23年大阪市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「同項第8号」を「同項第9号」に、「特定規模電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「の提供に」を「を提供するよう」に改める。

第2条 大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に、「一般ガス事業者」を「ガス小売事業者及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定により同法第1条の規定による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録及び同法第3条の許可を受けたものとみなされる者に係る第1条の規定による改正後の大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「小売電気事業者」とあるのは「小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。）附則第2条第1項の規定により平成26年

改正法第1条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第2条の2の登録を受けたものとみなされる者を含む。）」と、「同項第9号」とあるのは「電気事業法第2条第1項第9号」と、「一般送配電事業者」とあるのは「一般送配電事業者（平成26年改正法附則第2条第1項の規定により新電気事業法第3条の許可を受けたものとみなされる者を含む。）」とする。

- 3 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第12条第1項及び第13条第1項の規定により同法第5条の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録及び同法第35条の許可を受けたものとみなされる者に係る第2条の規定による改正後の大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「ガス小売事業者」とあるのは「ガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。）附則第12条第1項の規定により平成27年改正法第5条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第3条の登録を受けたものとみなされる者を含む。）」と、「同条第6項」とあるのは「ガス事業法第2条第6項」と、「一般ガス導管事業者」とあるのは「一般ガス導管事業者（平成27年改正法附則第13条第1項の規定により新ガス事業法第35条の許可を受けたものとみなされる者を含む。）」とする。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

電気事業法及びガス事業法の一部改正に伴い、本市に対し、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等を推進するために必要な情報を提供するよう努めなければならない事業者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(事業者の責務)

第 4 条 省 略

- 2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者並
第3号 小売電気事業者 第9号 一般送配電事業者
びにガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者に限る。）は、
本市に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の再生可能エネルギーの導入等
による温室効果ガスの排出の抑制等を推進するために必要な情報の提供に 努めなければ
を するよう
ならない。

大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（事業者の責務）

第4条 省 略

- 2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第9号に規定する一般送配電事業者並びにガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者
第3項 ガス小売事業者及び同条第6項
に限る。）は、本市に対し、本市の区域内におけるエネルギーに規定する一般ガス導管事業者の供給量その他の再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出の抑制等を推進するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。